

平成23年6月10日(金)

監理者(建築主・設計者) 各位

株式会社 I-PEC 検査部

京都市中間検査(特定工程) 告示改正にともなう 各種取り扱いについて 京都市に確認した結果のご報告

今回、改正がおこなわれた京都市の中間検査(特定工程)告示について、監理者様等からさまざまな質問を受けております。

特に、特殊建築物の建て方工事に関する特定工程のうち、鉄骨造の取り扱いについて、多くの質問を受けております。また、左記以外にも特定工程を指定した京都市の意向がわかりづらいものが多くあります。

指定確認検査機関であるI-PECとしましては、監理者様等からの質問に対する的確に回答しなければならないと考えているものの、皆様同様京都市の意向が理解できない部分が、多々あります。

そこでI-PECでは、このたび改正された中間検査(特定工程)告示にかかる取り扱い、ならびに指定された京都市の意向を確認する目的で別紙のように質疑文書をまとめ京都市に提出したところ、6月9日付けで回答をいただきました。つきましては、京都市の回答文書を、I-PEC ホームページに張り出し、みなさまにご披露させていただきます。

I-PECとしましては、今回京都市からいただいた回答にて、すべての疑問点が解消できたわけではありません。

また、実際に工事に携わる監理者(建築主・設計者)のみなさまにおかれましては、個々の現場にて施工条件(状況)が異なることから具体的な疑問が発生し、取り扱いに苦慮されることと思います。

みなさまがたに適切な情報を提供し続けることが、I-PECの使命と考えています。今回京都市に確認した中間検査の取り扱いについても継続して質疑ならびに情報公開をおこなうことで、さらに詳しい情報をみなさまがたに提供していく予定です。そのために、みなさまから疑問や取り扱いの不明な点についてI-PECに問い合わせいただきましたら、とりまとめうえで京都市に問い合わせをおこない、みなさまにご回答させていただきます。

また、京都市の中間検査にかかる質問以外にも、みなさまがたからのご質問をお待ちしております。関係各位に確認のうえ、回答させていただきます。

以 上

備考・・・別紙質疑文章中、【例2. 地階のある場合(RC造)】等と記載した図は、京都市建築審査課HP『中間検査の検査対象床面積および取り扱いについて』にてPDFファイルにて添付されている図のことです。

京都市告示第36号(平成23年4月1日)建築基準法による特定工程の指定等 にともない京都市のホームページに掲載された解説資料に関し、下記のように解釈に疑義を生じる部分があります。疑義に対し、京都市の見解をご教示願います。

- Q1. 【例2. 地階のある場合(RC造)】の(中間検査1回目)の図にて、地階がある部分とない部分が存在する場合を示しているが、通常この場合は工区分けがなされ、地階の基礎と1階の基礎を同時に検査をおこなうことは稀である。
挿絵のタイトルが【地階のある場合(RC造)】であることから、このように部分的に地階がある場合であっても地階の基礎および1階の基礎をひとつの検査申請書で検査を実施することを京都市が指導(推奨)しているかのように見えるが、どのように理解したらよいのかご教示願いたい。
※【例4. 地階のある場合(S造)】の(中間検査1回目)の図においても、上記Q1と同じ表記となっている。あわせてご教示願いたい。
- Q2. 【例3. 鉄骨造】の(中間検査2回目)の図にて、検査対象面積を(最初の床版の取り付け階のみと表示されている。
【例1. RC造、SRC造】の(中間検査2回目)の図では、検査対象面積は既に検査を実施した1階と特定工程である2階の合計として表示されている。
鉄骨造とRC造・SRC造で、検査対象面積の考え方が異なる理由をご教示願いたい。
※1. 【例4. 地階のある場合(S造)】ならびに【例6. 工区分けを行う場合(S造)】の図でも同様な表示となっている。あわせてご教示願いたい。
※2. Q16. にてRC造・SRC造の場合の検査対象面積の考え方について質疑させていただいたが、S造には左記考え方を適用しないということか。
※3. 京都市・指定確認検査機関連絡会議(H23.4.20 実施)の説明では、検査対象階および当該階より下階の施工済み面積を合計したものを検査対象面積の考え方とするとの話であったと理解していたが、こちらの理解不足または錯誤ということか。
※4. Q17. にて関連する質疑をあげているので、合わせて検討のうえご教示願いたい。
- Q3. 【例3. 鉄骨造】の(中間検査2回目)の図にて、1階および2階の部分、ならびに3階の一部(柱?)のみが実線で表記され、4階床より上部階が点線で表記されており、図中の説明ではこれらは《1回目の建て方》《2回目の建て方》を示すものとされている。
ここで表記されている《※回目の建て方》とは、一連の作業工程にて主要構造部(柱・梁・床版)が重機で組み立てられた範囲を示すものと想像できる。左記の解釈が正しければ《1回目の建て方》にて2階床と3階床が同時に組み立てられていることになり、特定工程である『最初の床版を取り付ける工事の工程』を3階の床のみと特定して図示されている理由が不明である。どのように理解したらよいのかご教示願いたい。
※【例4. 地階のある場合(S造)】の(中間検査2回目)の図でも同様な表示となっている。あわせてご教示願いたい。
- Q4. 上記 Q3. の変形パターンで、《1回目の建て方》にて2階床・3階床を含む主要構造部の建て方が完了しているが、床版(例:QLデッキ)の鉄筋のみが後施工となり、かつ2階部分と3階部分の施工時期が異なる場合の検査は、どのように実施すべきか。
※1. 中間検査告示の備考2にて『複数の工区に分けて工事をおこなう場合にあっては、それぞれの工区における当該工事の工程を中間検査の対象とする』と定められている。床版の鉄筋設置を時期をずらしておこなう場合、左記備考2を順守し、2階床に鉄筋を設置する工事と3階床に鉄筋を設置する工事を別々に検査申請していただき、それぞれ検査を実施すべきと考えるが、どのように対応したらよいのかご教示願いたい。
- Q5. 【例4. 地階のある場合(S造)】にて、図中の説明文ではRC造(SRC造)を前提とした内容となっている。【例4. 】は、S造についての説明資料であり、説明文中のRC造(SRC造)が誤記であると考えるが、宜しいか。

- Q6. 【例5. 工区分けをおこなう場合(RC造)】の《中間検査1回目(第2工区)中間検査2回目(第1工区)》の図は、『工区分けをおこなう場合、異なる特定工程の検査を同時に申請し、受検することができる』ことを、図示したものと理解する。
上記の場合に提出する中間検査申請書のうち第3面【9. 今回申請以前の中間検査】【10. 今回申請以降の中間検査】の項目は、どのように記載したらよいかご教示願いたい。
※1. 上記のように中間検査申請書第3面の表記が複雑になることから、異なる特定工程の検査は便宜上申請日をずらして申請してもらおうべきと考えるが、いかがなものか。
- Q7. 【例6. 工区分けをおこなう場合(S造)】の《中間検査1回目(第3工区)中間検査2回目(第2工区)》の図にて、3階床の部分を中間検査対象として図示されている。しかし、既に3階の別の床部分にて中間検査(特定工程)を実施しているため鉄骨造の建方工事に関する特定工程『最初の床版を取り付ける工事の工程』における検査は実施済みであることから、第2工区は発生しないものと判断すべきであると考えますが、本図の意図をご教示願いたい。
※1. 同上の理由により、《中間検査2回目(第3工区)》の図は、意味をなさないものと考えますが、いかがなものかご教示願いたい。
- Q8. 木造建築物の場合の建方工事に関する特定工程にかかる検査対象床面積の考え方が明示されていないことから、検査を引き受ける検査機関に一任されるものと理解するが宜しいか。
- Q9. 検査対象面積は、(各階の)床面積とする旨明記されているが、これは確認申請書の第四面【10. 床面積】に表記される床面積を指すものと理解するが宜しいか。
- Q10. 特定工程が基礎工事に関する工程の場合の検査対象面積は、基礎の直上階の床面積とする旨明記されているが、その部分に立体駐車場が配置されており、基礎に該当する見付け部分以上の床面積である場合も、単純に床面積にて表示させるのかご教示願いたい。
- Q11. 1階の建物周囲に回廊型の柱が配置され、当然柱を支えるべく基礎が存在するが、回廊部分は床面積に参入されない建築物が、中間検査『基礎工事に関する工程』対象となった場合の床面積においても、建築面積ではなく床面積にて表示させるのかご教示願いたい。
※1. すべての場合に、検査対象面積を床面積に固定して表記させると、実際に検査をおこなう部分の面積と乖離することも考えられるが、行政報告における考え方を一元化させる目的を達するために、すべて床面積にて統一するということが宜しいか。
- Q12. 鉄骨造の特殊建築物において、『床版』の取り付け時期を特定工程としているが、具体的に『床版』とはどのような構造部分を前提に特定工程を設定されているのか、ご教示願いたい。
- Q13. 中間検査(特定工程)には、建築基準法第7条の3第1項第1号による全国一律のものと同第2号による特定行政庁がその地方の事情を勘案して指定するものの2種類ある。今回の中間検査の検査対象床面積の取り扱いは、上記第1号ならびに第2号に共通しておこなう取り扱いと判断してよろしいか、ご教示願いたい。
また、上記第1号による特定工程の場合は、この限りでないならばどのように取り扱うべきかご教示願いたい。

- Q14. 混構造の場合、『2階の床の構造により、特定工程および検査対象面積を判断する』と明記されているが、下記のような混構造の場合はどのように取り扱うのか。
- 例1. 主たる構造は木造であるが、避難に供する外部階段および各階の共用廊下が鉄骨造の場合の3階建ての共同住宅
- 例2. 主たる構造はRC造であるが、避難に供する外部階段および各階の共用廊下(主要構造部)が鉄骨造の5階建ての児童福祉施設(特殊建築物)
- Q15. 上記Q14. において、各階の共用廊下が開放廊下であり、床面積が発生しない場合の検査対象面積はどのように取り扱うのかご教示願いたい。

- Q16. 【例5. 工区分けを行う場合(RC造)】にて、建方工事に関する工程の場合における面積の取り扱いが図示されるとともに、『対象面積・・・1階及び2階の床面積』と明記されている。挿絵によれば『中間検査2回目(第1工区)』の直下部分の1階部分のみを加算し、検査対象床面積を設定しているが、これは2階の床スラブとそれを支えている1階の柱・壁についても検査対象面積に加算することを示しているものと理解するが、宜しいか。
- ※1. 上記考え方は、SRC造にも適用されるものと理解するが宜しいか。
- ※2. 上記考え方でよい場合にて、1階部分に立体駐車場等が存在し、床面積に左記駐車場等が加算される場合においても、1階床面積にて計算するのか。また、駐車場部分が検査対象2階床直下部分と検査対象外2階部分(未施工部分)直下にまたがっている場合の面積の取り扱いは、どうしたらよいか。
- ※3. 検査対象である2階床部分の直下以外の1階部分(既に施工済みの基礎部分)については既に検査が終了しており、通常であれば改めて監理者報告や各種検査記録・報告書を確認すべき事項がない(施工後の時間経過との関係により確認ができなかったコンクリート強度を除く)ことから、この部分については検査対象面積に加算する必要がないということを示したものと理解してよいか。

- Q17. RC造(SRC造)の特殊建築物の工事進捗にあたり、下記のようにブロック分けされ、図示するような工程(順番)で施工される場合の対象面積の考え方は、下記 a) ~ g) にて宜しいかご教示願いたい。

R階床⑤	R階床⑦	R階床⑧
3階面積⑤	3階面積⑦	3階面積⑧
3階床⑥	3階床⑦	3階床⑧
2階面積②	2階面積③	2階面積⑥
2階床②	2階床③	2階床⑥
1階面積②	1階面積③	1階面積⑥
基礎①-1	基礎①-2	基礎④

- ※ ①~⑧は、施工・検査の順番を示す。
- ※ ①~⑧の検査は同日ではない。
- ※ ①-1、①-2は同日施工・検査を示す。
- ※ 通常スラブ(床・梁)とその直下の柱・壁は同日施工・検査であるため、左記図中の施工番号は同一のものとして表記している。

- a) 基礎①-1、基礎①-2 《基礎①-1》+《基礎①-2》で宜しいか
- b) 2階床② 《2階面積②》+《1階面積②》で宜しいか
- c) 2階床③ 《2階面積③》+《1階面積③》で宜しいか
- d) 基礎④ 《基礎④》で宜しいか
- e) 3階床⑤ 中間検査対象外
- f) 2階床⑥ 《2階面積⑥》+《1階面積⑥》で宜しいか
- ※ 既に工事が完了しているが、検査が終了していない《3階面積⑤》を加算しなくてもよいか、ご教示願います。
- g) 3階床⑦⑧ 中間検査対象外

- ※1. S造の場合においても、同様の考え方となるのかご教示願いたい。(Q2. と関連する疑義内容である。)

《以 上》

都建審第 7 号
平成23年6月9日

株式会社 I-PEC
代表取締役 桑原 勝俊 様

京都市都市計画局
建築指導部建築審査課長
〔担当 確認指導係〕
電話 222-3616

建築基準法第77条の32第1項の規定に基づく照会について（回答）

平成23年5月20日付けで照会された、標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 挿絵は、中間検査の対象が検査時点で出来ているところが全て対象となることを示したものであり、検査時期を示しているものではありません。
- 2 鉄筋コンクリートの場合は、2階の床の配筋工事が完了した際にその時点で完了している部分を全て検査するため、それまでに施工されている階を検査対象面積としています。鉄骨造の場合は、床板の取り付け工事が完了したときであるため、設置された階の面積としています。
- 3 図中の実線は、建方工程が実施された範囲を示しており、破線は実施されていない範囲を示しております。図の例示は3階に床板が取り付けられた例を示しており、2階が最初であれば2階部分となります。
- 4 鉄骨造において、構造耐力上重要となる鉄骨の部材確認、鉄骨の接合部分（溶接、高力ボルト等）、柱脚部分等の施工状況の確認が行えるよう特定工程を最初の床板の取り付け工事としています。ご質問のケースでは、配筋の有無に係らず最初の床板（デッキ合成スラブ）設置をもって特定工程に達したものとなります。
- 5 ご指摘のとおり、「鉄筋コンクリート（鉄骨鉄筋コンクリート）の地上3階」は「鉄骨造地上5階」の誤記です。

- 6 特定工程の基礎と2階床板は別申請となります。よって例5の図中では中間検査申請は6回必要です。記載は工区ごとに記入してください。工区が複数のため、欄が不足する場合は、別紙も可能です。
- 7 中間検査の告示、別表備考2に示すようにそれぞれの工区における特定工程を検査対象としています。よって、2工区目の最初の床板の特定工程完了時に検査が必要となります。
- 8 木造の軸組（枠組壁工法による場合にあっては、枠組）が構成している範囲が検査対象部分です。
よって、対象面積は、延べ床面積となります。
- 9 よろしい。
- 10 確認申請書第4面の直上の床面積です。
- 11 質問※1のとおり、床面積に統一します。
- 12 設計者が設計した床です。例えば、デッキプレート、工場生産された床版等のパネル、コンクリートスラブ等が該当します。
- 13 検査対象床面積は、建築基準法第7条の3第1項第1号、第2号共に同様です。
- 14 別表建築物欄に示す構造区分により、その2階の床の構造により、各々の検査の対象となります。
- 15 問11の※1の考え方と同じです。
- 16 本文 問2の回答にあるとおり、施工済の部分全てです。
※1 よろしい。
※2 1階の床面積です。
※3 工区ごとの特定工程における検査対象面積です。よって例5図中において第1工区
の検査対象面積は、第1工区外は検査対象面積に含まれません。
- 17 貴見のとおり。f) 欄の※部分の質問については、加算なしです。